

## 飼養衛生管理基準改正に伴う養牛農家への指導

西部家畜保健衛生所 いとうのぶまさ 伊藤伸将 かわもとたかゆき 川本隆之

### 1 背景

令和2年に家畜伝染病予防法の改正があり、新たな飼養衛生管理基準（新基準）が制定され、飼養衛生管理マニュアル（マニュアル）の作成が新設された。そこで、今回の改正が飼養衛生管理者（管理者）の飼養衛生レベルを向上させる機会と考え、マニュアル作成の指導を含む飼養衛生指導を行った。

### 2 指導方法

基本的な指導方法は、次の2点とした。①管理者と一緒に農場内を巡回し、新基準について具体的に説明すること、②来場者がマニュアルに記載されている農場図面を理解しやすくするため、管内で様式を統一し、農場図面を改良するよう指導することとした。

### 3 問題点

令和3年11月末現在、西部家畜保健衛生所（家保）管内の全ての養牛農場114に対して110農場に飼養衛生指導を行った。マニュアルについても全農場が作成済みとなっている。しかし、新基準のうち遵守されていない項目があり、その理由の聞き取りを行った。その結果、新基準に対する管理者からの意見は、①実施方法がよく分からないということ、②コストが高いこと、③作業量が増加すること、④来場者への周知が困難だということが挙げられた。

### 4 対応

新基準に対する管理者の意見をまとめて対応を行った。管理者から質問が多かった項目について、管内の優良事例の写真を集め、令和3年10月以降に指導した農場では、今までの指導に加え、その写真も示めしながら指導を行った。また、来場者への周知が困難という意見に対しては、一部の来場者へ新基準の周知を行った。合わせて、農場の状況について地域と情報を共有するなどして連携を図った。

#### （1）管内の優良事例を活用した指導

##### ア 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒

衛生管理区域に立ち入る車両の消毒について、養牛農家は、消石灰で行うことが一般的となっている。しかし、雨が降ると流れてしまうことや、散布作業が重労働であること、飛散による苦情があって使用できないという管理者に対しては、優良事例の1つにある動力噴霧器を示した。（写真1・2）動力噴霧器は養鶏農家、養豚農家では設置されているところが多いが、養牛農家ではほとんど設置されていない。動力噴霧器は石灰散布と比べ、

散布作業も不要で消毒効果も期待できることを説明した。



写真1 動力噴霧器を使用している事例



写真2 動力噴霧器本体

イ 衛生管理区域に立ち入る際の手指消毒・専用靴・衣服の交換

本項目では、消毒スプレーや専用靴の設置方法がわからないという意見や、衣服の準備はできても着替える場所がなく、更衣室を整備するのはコストがかかるという意見があった。このため、優良事例として倉庫の一部を更衣室として活用して、消毒スプレーや専用靴、衣服、フロアマットを設置している優良事例を紹介した。(写真3)

他にも、同項目で、衛生管理区域の境界に屋根がない農場において、ガーデンボックスを設置し、その中に消毒スプレーや専用靴、フロア



写真3 更衣室を用意し、資材を設置した事例

アマットを準備している優良事例を示し、来場者がそれを活用していることを説明した。

(写真4・5) 本項目では、農場の構造により対応が異なることを踏まえ、指導対象の農場に応じて複数の優良事例を組合せるなどして指導した。



写真4 ガーデンボックスを用意し、資材を設置した事例



写真5 ガーデンボックス中身

#### ウ 衛生管理区域内に車両が進入する際の車内の交差汚染防止

本項目を遵守するにあたり、フロアマットの取扱方法が分からないという意見が多く管理者からあった。このため写真を活用しながら具体的な使用手順を示すことで、管理者が理解しやすいように指導した。(写真6)



写真6 フロアマットを使用し車内の交差汚染防止をしている事例

#### エ 来場者記録簿の設置

来場者記録簿は準備してあるものの、記録簿がポストの中の郵便物と一緒にあっており、来場者がある存在に気づくこともできない農場が多かった。このため、郵便物のポストと来場者記録簿が分けられている事例を示し、指導した。(写真7)



写真7 来場者記録簿専用ポストを設置した事例

## (2) 来場者への周知

来場者への周知が困難という意見に対しては、家保が一部の来場者を参集して、新基準の説明を行った。説明に当たっては作成した資料を配布するとともに、重要な取組みとなる衛生管理区域境界での手指消毒や靴の交換、フロアマットを用いた車内の交差汚染防止などの項目について、実演を交えて説明した。(写真8・9)



写真8 来場者への資料を用いた説明



写真9 来場者への実演を交えた説明

## (3) 地域との連携

管理者への指導を行った際、新基準は今までと大きく内容が変わるため、管理者が所属する地域の酪農組合でも対応したいという要望があった。そのため、酪農組合の事務局である町役場職員に対して新基準の説明を行い、酪農組合を通じて必要な資材（アルコール消毒スプレー、フロアマット、防疫服、長靴）を共同購入した。酪農組合との連携を図ることで、地域一丸となって疾病予防に取り組むことができた。

## 5 今後の展望

優良事例を活用した指導は、高い効果を実感できた。同じ管内での優良事例は、分かりやすくイメージができるという意見があり、今後も指導を継続していき、優良事例の数や内容を充実させ、指導に活用していきたいと考えている。

また、マニュアルは、現在、指導した全ての農場で作成されていることを確認できたが、来場者の意見を取り入れながら、点検と改善を進める必要があるため、継続して支援していく。

さらには、今後も家保が主体となり管理者、畜産関係者、市町が連携できる機会を創出し、地域一丸となって疾病予防に取り組んでいく必要がある。